

(2) 学校における学習支援

県内の公立小中学校においては、放課後や長期休業中等に児童生徒に対する補充学習を必要に応じて行っています。

また、高等学校の退学理由として、学校生活・学業不適應の割合が大きいことから、1年生を中心とした適應指導を充実させることや、わかる授業、生徒が学ぶ意義を感じられる授業の実践に努めています。

(3) 生活困窮世帯等の子どもへの学習支援

ア 生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもに対する学習等の支援

生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもに対する学習等の支援については、すでに実施している市や団体もあり、子どもの学力や学習意欲の向上に結びついています。その他の地域でも県や市が中心となって居場所の提供を通じた学習支援や生活面の支援のほか、必要に応じて保護者に対する支援を併せて行い、家庭環境を整えることに努めます。

また、生活保護世帯に対しては、ケースワーカーが進級・進学時等において、子ども本人と将来の自立に向けた生活相談や助言に注力するとともに、保護者への就労支援を強化し、児童の不安除去に努めます。

イ 社会的養護を受けている子どもに対する学習支援

社会的養護を受けている児童のうち中学生については学習塾にかかる費用が手当てされており、平成27年度からは、小学生に対する学習支援（学習ボランティア等）や高校生等に対する学習支援（学習塾代等）、特別な配慮を必要とする社会的養護を受けている児童に対する学習支援（個別学習指導）の充実が図られています。

今後も、子どもの学力や学習意欲に応じた個別の支援に取り組んでいきます。

(4) 地域における学習支援

ア 小中学校を利用した地域の取組

本県では、独自の取組として、各小中学校に地域のボランティア等を活用した学校支援センターを設置し学習支援等を行っています。このほか、放課後や週末等に学習や体験活動を行う放課後子ども教室、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により実施する土曜日の教育支援活動、大学生や教員OBなどの地域住民の協力による原則無料の学習支援である地域未来塾など、様々な取組が行われています。

子どもの学習支援を充実させるためには、地域の方々の支援が不可欠であることから、学校と地域の連携に基づく、こうした事業の一層の推進に努めます。

また、そのためにも、県と市町村、各関係機関における連携の強化を図ります。

なお、各学校において地域のボランティアの方々の積極的な参加を得た学習支援等の取組を行えるよう、県教育委員会がボランティア活動保険に加入し、各ボランティアの方々が安心して学習支援等ができるように支援します。

イ 外国人児童生徒への支援

本県では、外国人児童生徒の就学を促進するための支援として、心理カウンセリングや日本語指導等の支援事業を行っています。また、この分野においては、支援者が十分ではないため、人材養成に取り組む必要があることから、今後も市町村等と連携を図りながら、支援の体制整備に努めます。

また、外国人児童生徒の教育を保護者との共通理解を図りながら推進できるよう、外国人保護者の日本の教育に対する理解を深められるよう努めます。

なお、日本語指導については、平成26年度から、公立小中学校において児童生徒の日本語能力に応じた指導を行うために「特別の教育課程」を編成できることとなり、日本語指導及び適応指導を担当する教員の特別な配置など、きめ細かな支援を行っています。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

ア 保護者の自立支援

(ア) 生活困窮者自立相談支援事業による自立支援

平成27年度から「生活困窮者自立相談支援事業」の実施が福祉事務所設置自治体に義務付けられたことにより、県内すべての自治体において生活困窮者に対する包括的な相談支援を行う体制が整備されました。

生活困窮状態にある方の多くは、負債や失業さらには身体や心の病気といった複数の問題を抱えていると言われており、支援にあたっては、包括的に悩みを受け止めた上で、それぞれの要因について、寄り添いながら、解決を図っていきます。

今後は、地域の様々な関係機関との有機的な連携体制の構築に取り組みます。

(P. 37「ア 生活困窮者自立相談支援事業における連携体制の構築」一部再掲)

(イ) 生活保護受給世帯に対する自立支援

生活保護受給世帯については、保護からの早期脱却や社会的自立に向けて複合的な就労支援事業を実施しています。各福祉事務所に就労（自立）支援員を配置し、ハローワークとの密接な連携の下、きめ細かい支援を行っており、就労開始、収入増による保護の脱却に成果をあげています。

今後は、就労支援の成果として就労・収入増による保護の脱却のさらなる増加を目指します。また、保護の脱却に至らなくても、就労収入増を図り、児童のいる世帯の保護者について、自己肯定感の向上や生きがい、その他精神的安定を図り、児童の養育に関心が持てるように、保護者への自立支援が家庭福祉の向上に寄与できるように取り組みます。

(ウ) ひとり親家庭に対する自立支援

ひとり親家庭については、生活の安定と児童の健全育成を図るため、「経済的支援」「相談事業」「就業支援」を柱とした総合的な支援施策に取り組んでおり、引き続き推進していきます。

(エ) 地域における包括的な支援体制構築の検討

人口減少や少子高齢化、核家族化や高齢世帯の増加などにより、家族や地域のつながりが希薄になる中、地域の抱える課題は複雑・多様化しており、支援を必要とする人を地域全体で支え合う体制づくりの重要性が高まっています。

地域包括ケアシステムの構築に取り組む中で、関係市町村等との連携を図るとともに、今後は、高齢者や障害者、子どもやその保護者など誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らすために、それぞれが地域の担い手として、互いに支え合える環境の整備を推進していきます。